

「アイネス消費者ウィーク2012」への参加グループを募集します！

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》では、5月の消費者月間にちなみ、5月27日（日）から6月2日（土）の一週間、消費者団体やグループ等、県民の皆さんと共に創る啓発事業、「アイネス消費者ウィーク」を開催します。

ついては、消費生活をテーマにしたシンポジウムや講座、日頃の活動の成果の発表やパネル展示、演劇や映画上映、体験的参加型の研修会などを企画・実施していただける団体・グループを募集します。ふるってご応募ください。

詳細はこちら→http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/251967_265325_misc.pdf

- 日 時 ウィーク期間中、10時から16時までの間の2時間以内
※パネル展示は、平成24年5月22日(火)から6月2日(土)までの間
※希望の日時が競合する場合は、調整をさせていただきます。
- 場 所 アイネス大会議室（全面・半面）、小会議室（1・2） 講座実験室
- 募集件数 10件程度※原則として、1団体（グループ）につき1企画
- 締 切 り 平成24年4月6日（金）
- 応募方法 申込用紙に必要事項を記入の上、消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》に提出してください。（持参・郵送・FAX・Eメール可）
※申込み用紙→http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/251967_265326_misc.rtf
- そ の 他 ①応募者多数の場合は、企画内容の審査を行い選考させていただきます。
②上限3万円の必要経費をお支払いします。（パネル展示のみの場合は別途協議）
- 問合せ先 消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》消費生活班
TEL:097-534-2038

【消費者庁の情報】

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（第180回国会（常会）提出法案）

http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/pdf/120302_1.pdf

美容効果を標ぼうする化粧品の広告を行った業者に対する景品表示法に基づく措置命令

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120308premiums_1.pdf

皇室写真集等の電話勧誘販売業者に3カ月の業務停止命令【関東経済産業局】

http://www.caa.go.jp/trade/pdf/120308kouhyou_1.pdf

【国民生活センター情報】

断っているのに帰ってくれない！新聞勧誘

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen131.pdf>

システムキッチンのステンレスシンクのさびに注意！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120301_1.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp
